

東京都市計画都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）

の都市計画変更案に関する練馬区の意見

東京都市計画都市高速道路外郭環状線（以下「外環」という。）については、昭和41年に嵩上式構造（高架構造）による都市計画決定がされ、平成18年6月に東京都により構造形式を大深度地下利用による地下式とする都市計画変更案（以下「本件都市計画変更案」という。）が提示された。

今回提示された本件都市計画変更案については、従来の嵩上式から大深度地下利用による地下式へと構造を見直すことにより、早期整備に寄与するものと判断できることなどから一定の評価を行うものである。

しかし、外環が整備されることによる影響については、ジャンクション、インターチェンジが設置される周辺地域における交通環境の変化、生活環境への影響、コミュニティの分断対策など様々な面において、今後、具体的措置を講ずる必要のある事項も多い。また、東京都市計画道路幹線街路環状街路外郭環状線の2（以下「外環の2」という。）や生活再建救済制度など、本件都市計画変更案に関連して、今後解決すべき課題も残されている。

については、本件都市計画変更案に関する当区の基本的考えを下記のとおり取りまとめ、懸案とされるそれぞれの項目について条件を付し、事業に至るまでの間、事業中、事業後の各段階において、検証することを前提に、本件都市計画変更案に同意するものとする。

記

1 都市計画変更案に対する区の考え方

(1) 大深度地下利用による外環の整備について

練馬区では、昭和60年2月26日付けで東京都知事から意見照会のあった「東京都市計画都市高速道路外郭環状線（関越道～和光IC間）の変更」に対し、谷原交差点の交通処理対策や関越自動車道の交通分散措置など、21項目の意見を付して当該都市計画変更案に同意し、今日まで外郭環状道路を利用する車両の出入りを受忍してきた。

区としては、この21項目の意見については、これまでその大部分が対応されており、残された部分についても国や都において改善に向け努力されていると認識している。

しかし、現在に至って問題となっている幹線道路の慢性的な交通渋滞、それに伴う周辺の生活道路への流入による交通事故や環境悪化の原因は、外環が大泉インターチェンジで止まっていることにあることは明らかである。

したがって、この問題の抜本的な解決を図るためには、外環の早期整備が必要であり、大深度地下利用による早期整備を求めるものである。なお、外環の整備にあたっては、その影響を受ける地域において、

- ① 沿線区民の安全と安心の確保
- ② 良好な自然および生活環境の維持
- ③ 地域の活性化や利便性の向上に繋がるまちづくり

の観点で、国ならびに東京都が確実に取り組むよう、合わせて求めるものである。

(2) 青梅街道と目白通りのインターチェンジについて

インターチェンジについては、その設置、形状等について、賛否様々な意見がある。

外環の大泉インターチェンジ周辺地域では、関越自動車道の練馬インターチェンジもあり、両方合わせて1日あたり約8万台の車が一般道に出入りしており、慢性的な交通渋滞や生活道路への車の侵入など日常生活に支障をきたす状況となっている。このことは、適切な位置に出入り口がないことにより特定のインターチェンジに車が集中し、その地域に過度の交通負荷を負わせる一端を示すものである。

したがって、練馬区では、

- ① 現在ある大泉インターチェンジを正常に機能させる
- ② 生活道路への車の侵入を防ぎ、区民の生活環境を守る
- ③ 区民生活での円滑な移動を支える

という三つの観点から、目白通りインターチェンジと青梅街道インターチェンジ双方の設置が必要と考えるものである。

本件都市計画変更案では、青梅街道インターチェンジについては、一般的な構造である南北両側に出入り口のある案（フルインターチェンジ）ではなく、北側のみの出入り口の案（ハーフインターチェンジ）となっている。

当区としては、本来的な機能を持たせるためにもフルインターチェンジの設置を要望してきたが、

- ① 本線の南伸が喫緊の課題であること
- ② ハーフインターチェンジでも区内の通過交通の排除や大泉周辺の交通混雑の緩和に一定の効果が認められること

から、現時点においては、ハーフインターチェンジ案を受け入れる。しかし、将来に向けて引き続き、フルインターチェンジで整備されるよう、条件整理や技術的な

検討を行うよう要請する。

2 付する条件項目

以下の項目について、誠実に対応することを求める。

(1) 生活環境について

(ア) 地域コミュニティの分断について十分な対策を行うこと

施設の設置等に伴い、現状の道路や地域分断が起こる可能性のある場所については、具体的な分断対策を示し、対策の実施にあたっては、十分な説明と地元区民の意向を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

(イ) ジャンクション・インターチェンジ周辺地域への十分な対策を行うこと

排気ガス、騒音、振動などについて、法に基づく環境影響評価のみの調査に限らず、状況に応じた調査を実施し、その結果に基づく十分な対策を迅速に行うこと。また、その際、区民に十分な説明を行うなど丁寧な対応を行うこと。

(ウ) 換気所からの排気等について十分な対策を行うこと

換気所の排気等については、法に基づく環境影響評価の結果からは、地域に与える影響について環境基準を満たすとの予測・評価が示されている。しかしながら、多くの区民から心配の声が寄せられていることや、今後の状況の変化の可能性などを踏まえ、新技術も視野に入れ、施設の縮小化や脱硝装置の採用など積極的な対応を図ること。さらに、地域への負担の軽減を図るため、換気所を必要としない技術開発等にも努めること。

(エ) 環境の監視体制を強化すること

外環の整備による環境の変化については、今後は十分に監視していく必要がある。したがって、事業者の責任においてこれを実施すること。特に、ジャンクション・インターチェンジ付近については、必要な測定装置を設置し、状況の変化に伴う速やかな対応を行うこと。

また、今後整備する区間に限らず、既存の区間においても、交通の流れの変化に対応するため、大気質、騒音などについて十分な監視体制を確保すること。

(2) 自然環境について

(ア) 八の釜の湧き水などについて十分な検討を行い対応すること

八の釜の湧き水・憩いの森などを始めとした貴重な自然環境について、専門家などを含めた、さらなる十分な調査・検討を行い、関係者に対して、経過説明を行うこと。その対応策の検討については、住民参加を基本とし、それらの意見を十分反映した内容とすること。やむを得ず改変が必要となる緑地等につ

いては、現状以上の代替措置を前提に、十分な協議の基に対応すること。

(イ)土地の改変が必要な箇所については、失われる面積以上のみどりの確保に努めること

「みどり30推進計画」など練馬区で実施している施策を踏まえ、失われる面積以上のみどりの確保について積極的かつ、具体的な提案を行うこと。

(ウ)地下水に与える影響についての更なる検討と防止策の実施および監視を行うこと

地下水の保全対策については、地下水流動保全工法など更なる調査、研究を行い、万全の対策をとること。また地下水への影響については、今後の各段階において、十分な監視を行い、データの公表を行うとともに、必要に応じた対応を行うこと。

(エ)地盤沈下とその影響について継続した調査を行うこと

法に基づく環境影響評価の結果からは地盤沈下とその影響は小さいとしているが、区民の関心が高いことから引き続き十分な調査・研究を行うとともに、整備後においても継続した観測・調査を行うこと。

(3) 交通対策について

(ア)ジャンクション・インターチェンジ周辺の交通対策を行うこと

外環整備に伴い、外環に出入りする車両による交通の流れの変化について、国、都、事業者の責任において適切な対応を行うこと。

(イ)周辺道路について、十分な対応を行うこと

国、都、事業者は、責任を持って周辺道路の交通処理能力を確保し、生活道路へのう回交通の混入の排除に努めること。

(ウ)広域幹線道路ネットワークの計画について、適切な交通処理に努めること

都市高速道路第10号線(首都高速10号練馬線)や外環東名高速道路以南の整備など、従来の整備計画が棚上げになっている計画について、実現に向けた調査、研究を早急に進めること。

(エ)関越自動車道との分岐部の交通対策を行うこと

大泉ジャンクションの設置に伴い、関越自動車道から外環東名方向への分岐部における交通対策を十分検討し、適切な措置を講じること。

(4) 安全・安心対策について

(ア)外環本体の構造の十分な安全性の徹底を図ること

外環本体の構造の安全性については、専門家を含めた十分な検討を行うとともに、災害時を含めた安全性の確保の徹底を図ること。

(イ)外環本線を走行する車両への十分な安全対策を行うこと

外環本線を走行する車両について、交通事故の防止に向けた十分な安全対策を実施すること。

(ウ)通学上の児童、生徒の安全確保を図ること

ジャンクション・インターチェンジ予定地は、三原台中学校、泉新小学校、上石神井小学校、上石神井中学校等の通学区域である。工事期間中および工事完了後において、上記小中学校等の児童、生徒の通学上の安全を最優先に考慮すること。

また、本線沿線地域の小中学校においても、工事車両の通過等により危険を与えないよう、安全対策を講じること。

(エ)工事による影響について十分な配慮を行うこと

外環の工事については、10年を要するとの想定がされており、一般の道路建設工事と比較すると相当大規模な工事となる。したがって、工事方法や工事車両の対策については、十分に検討し、影響を受ける区民に説明を行うこと。特に、生活道路の分断や一般道への工事車両の通行に伴う安全性や騒音、振動等については十分な対策を行うこと。

(5) まちづくりについて

(ア)周辺地域のまちづくりについて積極的な対応を行うこと

外環が整備されることにより、その沿線は土地利用の変化など様々な変化が予想される。これらに伴い、まちづくりを進める地元自治体や地元区民に対し全面的に協力するとともに、事業者として対応策を示すなど積極的に関与すること。

(イ)地上部施設については設置場所やデザインなど十分な協議を行うこと

地上部に設置される施設については、意匠（デザイン）などについて、地元区民等と十分な検討を行った上で決定することを求める。その中で、換気所については、環境への対策とともに、まちづくりの観点からも設置場所や規模などについて十分な協議を行うこと。

(ウ) ジャンクション・インターチェンジの周辺整備について、十分な対応を行うこと

ジャンクション・インターチェンジの周辺整備については、まちづくりとの調和や地元住民の意向を考慮し、十分な対応を行うこと。

(エ) 上石神井駅周辺のまちづくり推進への適切な方策を講じること

外環に係る都市計画に伴う土地利用の制限などにより進まなかった上石神井駅周辺のまちづくりを推進するために、西武新宿線の高架化や交通広場の整備などについて、適切な方策を講じること。

(6) 土地所有者等の権利者への対応について

(ア) 土地所有者等の権利者の方々への十分な説明と対応を行うこと

外環の整備に伴い移転を余儀なくされる権利者の方々に対して、事業やそのほかの外環に係る疑問点についての十分な説明と丁寧な対応を行うこと。

(イ) 残地の買い取り要望に対して積極的な対応を行うこと

昭和41年の計画決定から40年以上土地利用に制限がかかったままとなっていた経緯を踏まえ、用地取得に際して残地が生じる権利者からの要望についても積極的に対応すること。

(ウ) 事業実施における関係住民の生活再建への十分な支援を行うこと

外環整備に協力される区民の生活再建について、事業者が真摯に対応し、十分な支援を行うこと。

(7) その他

(ア) 対応窓口を設置し、十分な対応に努めること

今後も各段階において、十分な情報提供を行うとともに、地元区民や関係区民の意見を聴き、その意見を最大限に取り入れるために、事業者としての窓口を設置し、丁寧な対応に努めること。

(イ) 事業化に係るスケジュールを明確にすること

本件都市計画変更案に係る都市計画決定以降の事業化に関するスケジュールについて、できる限り明確にし、区民に対し適切な情報提供を行うこと。

(ウ) 今後の国、都の責任を明確にすること

事業化以降についても、国、都の責任の所在を明確にし、責任ある対応に努めること。

(エ) 工事期間の短縮、工費の効果的な執行に努めること

工事方法などについては十分な検討を行い、期間の短縮や安全確保を前提とした工事費の効率的な執行について可能な限り努めること。

(オ) 環境影響評価準備書に対する区長意見について確実な対応を行うこと

環境影響評価準備書に対して区長から指摘した各事項を尊重し、確実な対応を行うこと。

(カ) 生活再建救済制度について、適切な対応を図ること

現在行われている生活再建救済制度については、都市計画線内に土地を有する区民の生活再建に資するという制度の趣旨に立ち、外環に関する計画の事業着手までの期間において、制度の充実などを検討し適切な対応を行うこと。また、現在、区公社が保有する用地については、国による買い取りを確実にし、暫定利用についても地元区民の意向を踏まえ、柔軟に対応すること。

(キ) 外環の2について、適切な対応を図ること

外環の2については、外環本線の整理に引き続き、都市計画決定権者である東京都の責任において、適切かつ十分な検討を行うこと。その際、都市計画制限に対して一定の結論を出し、区民および区の意見を尊重した上で方向性を定めること。

(ク) 今後の各段階における要望等について誠意を持って実現に努めること

今回の意見にとどまらず、今後計画の具体化に向けた各段階において、それぞれの時点の要望等についても最大限誠意を持って、その実現に努めること。

(ケ) 外環計画について、更なる周知を図ること

外環の計画内容や現在の状況などについて、区民への更なる周知を図ること。

(コ) 適正な措置が講じられているかを検証するための組織を設けること

事業化に至るまで、事業中、事業後の各段階において、適正な措置が講じられているかどうかを検証するため、国、都、区等で構成する組織を設けること。